

第5次

# 亶理町総合発展計画 後期基本計画

[ 概要版 ]



山と川、里と海を  
(時の流れ)  
人と時代でつなぐまち



令和3年3月

宮城県亶理町

## 目 次

はじめに 巨理町第5次総合発展計画後期基本計画策定にあたって	
1. 「第5次巨理町総合発展計画」後期基本計画とは.....	1
2. 後期基本計画策定の背景.....	4
第1部 後期基本計画	
序章 後期基本計画とSDGsの関連について.....	6
第1章 持続可能なまちの基盤づくり.....	7
第2章 わたしとわたりのブランドづくり.....	10
第3章 とともに学び育て合う人づくり.....	12
第4章 未来に続く健康づくり.....	14
第5章 絆を深める自治づくり.....	17
第2部 第2期巨理町まち・ひと・しごと創生総合戦略	
1. 総合戦略の趣旨.....	20
2. 基本目標と具体的施策.....	23

# 1. 「第5次亘理町総合発展計画」後期基本計画とは

## 1 「第5次亘理町総合発展計画」の位置づけと計画の構成

### (1)計画の性格と役割

第5次亘理町総合発展計画は、平成28年度からの10年間の視野に入れながら、まちが目指すべき将来ビジョン（展望）を掲げ、その実現に向けて重点的に取り組むべき優先度の高い事業を明確にするとともに、これを町民と行政が共有し、共通の意志を持ってまちづくりを進めていくために策定したものです。

従って、この計画は次のような役割を担うものとなります。

- ①町民にとっては、まちづくりに参画する際の道標（みちしるべ）となり、まちづくりに対する共通の努力目標となります。
- ②町政にとっては、これからの施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。
- ③国や県などの広域的な行政に対しては、町として求めていく様々な要望や要請の基準となります。

### (2)計画の位置づけ

この計画は、福祉や教育、環境、産業や都市基盤など、各分野における個別計画の上位計画となります。従って、各分野の計画を見直す場合や新たな計画を策定する場合には、本計画の考え方に即した計画とすることが必要です。

### (3)計画の構成

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3計画で構成されており、「基本計画」は前期5年間、後期5年間の計画に分かれます。

### (4)後期基本計画の期間

今回策定した「後期基本計画」は、10年間のまちのあるべき方向性を定めた「基本構想」を踏襲するとともに、施策の進捗状況や亘理町を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて「前期基本計画」を見直したもので、計画期間は令和3年度から7年度までの5年間です。

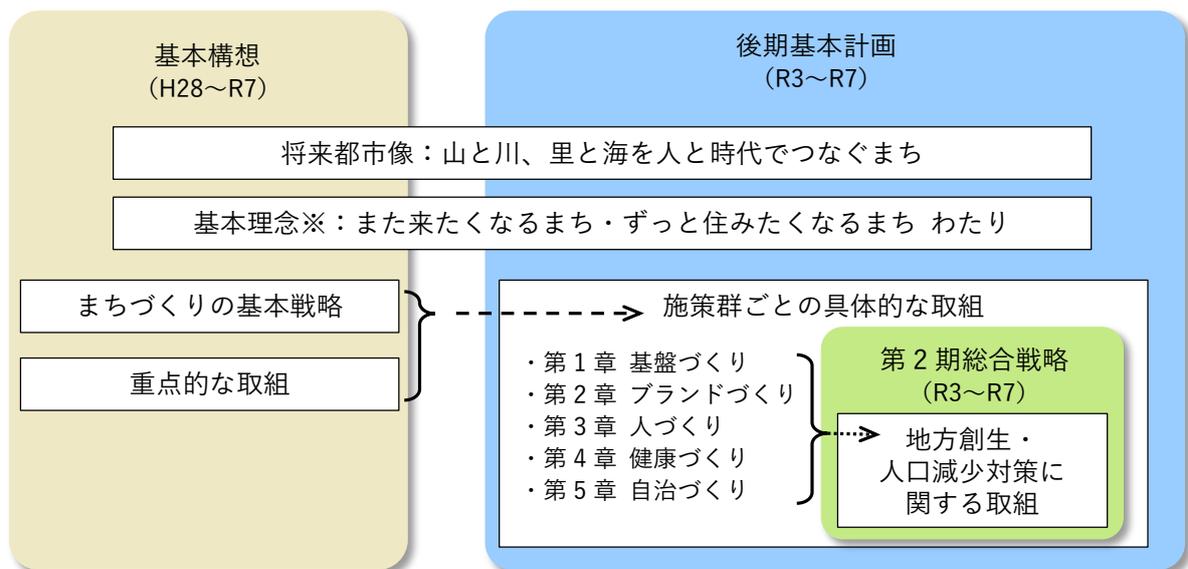
		計画の期間（年度）									
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	10年後のまちの将来像やまちづくりの基本理念を定め、これを実現するための基本戦略と重点的な取組み、施策項目（施策の大綱）を示すもの。	基本構想									
基本計画	基本構想に定めた将来像を実現するための施策の方向性について、行政の分野ごとに具体的な施策や事業を体系的に整理し、実施計画のベースとなるもの。	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画	基本計画に従い具体的な施策・事業の展開を定め、毎年度の予算編成の指針となるもの。期間3か年のローリング方式で毎年策定し、本計画の進行管理の役割も担う。										

## 2 「第2期亶理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

「亶理町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョンを含む。以下、ここでは「総合戦略」とする。）」は、亶理町における人口減少克服・地方創生を実現するため、総合発展計画に掲げる政策・施策を基本として、実効性のある取り組みを総合的に進め、町のまち・ひと・しごとの創生を実現するうえでの指針として、平成27年度に第1期計画を策定しました。

亶理町においては、「第5次亶理町総合発展計画（基本構想・前期基本計画）」の策定と「第1期総合戦略」の策定が同時期に行われたとともに、「総合発展計画」の策定段階において「総合戦略」を念頭において検討を進めてきた経緯があります。

この2つの計画は、目的や将来像、基本理念を同じものとしていることから、「第2期総合戦略」は「後期基本計画」に組み込むこととし、人口減少克服・地方創生に関する取組を特に“有効な施策を迅速に”“重点的に”実施するための指針とします。



基本理念：  
将来都市像の実現に向けて、まちづくりに関わるすべての主体が常に心にとどめておくべき基本的な考え方。

### 3 施策推進の全体像

【基本理念】

－ 定住人口 34,000 人の維持に向けて －

また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり

『さよなら』 Good bye でなく 『またね』 See you といえるまち

【まちづくりのストーリー】

- いつでも行き来できる交通環境をつくる ⇒
- 町内外に誇れるまちの魅力をつくる ⇒
- ずっと住みたくなる基盤をつくる ⇒

【住む人の定住促進】

- “もっと便利”
- “ぐっと愛着”
- “ずっと定住”

【訪れる人の定住促進】

- “いつでも交流”
- “いきいき滞在”
- “いつしか定住”

【まちづくりの基本戦略】

1 持続的安定成長を支える基礎づくり

①持続可能なまちの基盤づくり

交流人口増加計画

【重点的な取組み】

- わたりプロモーションプロジェクト
- 荒浜総合整備プロジェクト
- イチゴランドプロジェクト
- 集客倍増プロジェクト

定住化促進計画

- 公共ゾーンプロジェクト
- パークタウンプロジェクト

②わたしとわたりのブランドづくり

わたりブランディング計画

- 6次化プロジェクト
- 農水ブランディングプロジェクト

2 みんなで支える安心生活環境づくり

③ともに学び育て合う人づくり

未来をたくす子ども育成計画

育て合う教育環境プロジェクト

生涯にわたる生きがい形成計画

- 学習機会多様化プロジェクト
- 交流機会拡大プロジェクト

④未来に続く健康づくり

多世代コミュニティによるつながり創生計画

- 子育て一番プロジェクト
- 地域ぐるみ介護プロジェクト

元気サポート計画

元気快汗プロジェクト

3 町民の活動を支える協働の社会づくり

⑤絆を深める自治づくり

まちづくり団体発展計画

まちづくり活動発展プロジェクト

安全なまち形成計画

防災避難環境整備プロジェクト

【後期基本計画の施策項目】

- 1 調和のとれた土地利用の推進
- 2 市街地・公共ゾーンの整備
- 3 道路・交通網の整備
- 4 情報・通信基盤の整備
- 5 住宅対策の充実
- 6 公園・緑地の整備
- 7 上・下水道の整備
- 8 環境保全と景観形成の推進
- 9 公衆衛生とリサイクル対策の充実

- 1 農林水産業の振興
- 2 工業の振興
- 3 商業の振興
- 4 観光の振興
- 5 雇用対策と勤労者福祉の充実

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習体制の充実と活動の推進
- 3 芸術・文化活動の充実
- 4 生涯スポーツの振興
- 5 文化財の保護・伝承及び活用
- 6 国際交流・地域間交流活動の推進

- 1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備
- 2 健康づくりの推進
- 3 保健・医療体制の充実
- 4 地域福祉の推進
- 5 児童福祉・子育て支援対策の充実
- 6 高齢者福祉の充実
- 7 障がい者福祉の充実
- 8 社会保障等の充実

- 1 まちづくり基本条例の活用
- 2 地域協働のまちづくり体制の確立
- 3 地域活動・コミュニティ活動の充実
- 4 ボランティア活動・NPO活動の充実
- 5 人権尊重・男女共同参画社会の推進
- 6 防災対策、消防・救急対策の充実
- 7 交通安全・防犯・消費者対策の充実
- 8 行政運営の改革の推進
- 9 財政運営の効率化
- 10 広域行政の推進

【総合戦略の基本目標と施策】

基本目標 1 産業振興

- ① 巨理農水産物の「ラジィング」の推進
- ② 6次化に向けた加工・販売のマッチングへの支援
- ③ 農業関係機関連携による新規作物の導入とその確立
- ④ 農業の協業化・組織化・法人化のモデルづくり
- ⑤ 観光イベントによる地域活性化
- ⑥ イベントに向けた受入れ環境の整備
- ⑦ 体験型観光の推進
- ⑧ 商業機能の充実によるにぎわい創出支援
- ⑨ “農業・漁業”による雇用の創出
- ⑩ 若い世代の就農・就漁者への支援
- ⑪ 産学官連携による新事業開発・起業支援
- ⑫ 若者から高齢者までの就業支援
- ⑬ 働き方や学び方の変化に対応した労働者等への支援

基本目標 2 交流人口拡大

- ① 観光イベントを活用した交流の充実
- ② 地域資源(ひと・もの・景観)発掘による“まちの魅力”の構築
- ③ 阿武隈高地の遊歩道周辺の魅力の掘り起こしと周辺整備
- ④ 広域連携によるスポーツイベントの開催
- ⑤ 宿泊を中心とした滞在型交流機能の整備
- ⑥ “歩けるわたり”スムーズ案内事業
- ⑦ 観光プロモーションの実施
- ⑧ 移住・定住化促進事業の実施
- ⑨ 公共ゾーンのふれあい空間整備
- ⑩ 沿岸部観光の充実・強化

基本目標 3 子育て支援

- ① ニーズに対応した保育施設の確保・整備
- ② 集団感染のリスク軽減による安定就労・不妊治療への支援
- ③ 質の高い幼児教育(幼稚園)・保育(保育所)・地域子育て支援・家庭教育支援の推進
- ④ 次代の親の育成と参画
- ⑤ 魅力ある出会いのきっかけづくり
- ⑥ 健やかな子どもの成長を支える子育て世代への切れ目のない支援

【将来都市像】

山と川、里と海を人と時代でつなぐまち

(時の流れ)

## 2. 後期基本計画策定の背景

平成 28 年 3 月に「第 5 次互理町総合発展計画（基本構想・前期基本計画）」を策定した後、町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

基本構想・前期基本計画策定時のまちづくりの課題と施策の進捗状況に加え、近年の社会情勢の変化や互理町の現況の変化などを踏まえ、特に配慮が必要なまちづくりの課題を以下のように整理しました。

### 1 近年の社会情勢の変化

- (1)全国的に加速化する少子高齢化、人口減少
- (2)激甚化、頻発化する自然災害と東日本大震災からの「復興・創生期間」の完了
- (3)SDGs（持続可能な開発目標）
- (4)Society5.0（ICTなどの技術革新の進展）
- (5)新型コロナによる社会生活の変化－新しい生活様式、働き方改革－

### 2 後期基本計画策定に向けたまちづくりの課題

#### (1)「第 1 章 持続可能なまちの基盤づくり」に関して

- 高い定住意向や愛着を維持するとともに、地区ごとの要望等を把握し、施策を検討することが必要
- 空家や空地、空き店舗の発生抑制と利用促進施策が求められている
- 新庁舎周辺の土地利用について、適切にコントロールしつつ、定住促進の施策が必要
- 持続可能で利便性の高い公共交通機関の充実が必要



#### (2)「第 2 章 わたしとわたりのブランドづくり」に関して

- 引き続き企業誘致を進めるとともに、地元雇用の推進、地域に根ざした産業振興を一層進めることが必要
- 農業等について、互理ならではの長を生かし、他地域との差別化による産業振興が必要
- 「新しい生活様式」やテレワークなど、多様な生活スタイルや働き方に対応できる施策が必要



### (3)「第3章 ともに学び育てあう人づくり」に関して

- 小中学校の統廃合を含めた学校の適正規模の検討を進めることが必要
- 学校教育だけでなく、食育や生涯学習等を通じた「学び」の機会の充実が必要



### (4)「第4章 未来に輝く健康づくり」に関して

- 高齢者の住まい、介護サービス、交流づくりなどへのより積極的な対応が求められる
- 子育て支援について、様々な段階や支援対象などを含め、ソフト・ハード両面での多角的な施策展開が必要

### (5)「第5章 絆を深める自治づくり」に関して

- これまでの防災・消防・救急対策に加え、激甚化する豪雨災害等に備えることが必要
- まちづくり協議会やNPO、大学等と行政との連携によるまちづくりが重要
- ポストコロナ時代に対応できるまちづくりが必要



# 第1部 後期基本計画

## 序章 後期基本計画とSDGsの関連について

エス・ディー・ジーズ  
SDGs（「持続可能な開発目標」）は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。国連加盟の193カ国において2030年度までに達成するものとして、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

この目標は、国だけでなく市町村レベルでも積極的に取り組むことで、少しずつ達成に向かうものです。

互理町では、総合発展計画に位置づけられた取組を推進することが、住民の生活の質の向上や地方創生、ひいてはSDGsのゴールの達成に寄与するという考えのもと、SDGsの理念を踏まえたまちづくりを推進していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。  
同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代にもなるかも知れない。  
我々がこの目的に成功するのであれば、2030年の世界はよりよい場所になるであろう。」

『持続可能な開発のための2030アジェンダ』より

【マークの意味と見方】

### 3 商業の振興



対応する SDGs のゴール

まちなぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や買い物利便性の向上、地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めます。

重点事業

- (1) 地域商業機能の拡充
- (2) 経営の近代化の推進



第2期総合戦略（地方創生事業）と主に関連する事業

# 第1章 持続可能なまちの基盤づくり

## 1 調和のとれた土地利用の推進



自然環境の保全、活力ある産業の振興、町民福祉の増進等のさまざまな側面を考慮し、町土の調和ある発展を図るために、時代の要請や町民ニーズに即した亘理町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

また、災害時に人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復できる、「強さとしなやかさ（強靱）」を備えた町土と経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき、行政・関係団体・住民等とともに、各種取組を継続的に進めます。

- (1)町土のグランドデザインに関わる指針の周知とその活用
- (2)国土強靱化の推進 **新規**
- (3)調和のとれた土地利用の推進
- (4)土地取引の適正化の推進

## 2 市街地・公共ゾーンの整備



「都市計画マスタープラン」に沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、都市計画道路等の事業を進めるとともに、新役場庁舎を中心とした公共ゾーンについては、地域に開かれた公共施設機能、災害時の防災拠点機能の維持・強化を図ります。

- (1)「都市計画マスタープラン」の周知と活用
- (2)市街地整備事業の推進
- (3)公共ゾーンの整備推進 **重** **創**

## 3 道路・交通網の整備



産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤としての道路・交通網の整備については、国・県道等の整備促進について関係機関に働きかけていくほか、町の骨格道路網の形成、生活道路の環境改善等に努めます。

- (1)広域的交通ネットワークの利活用
- (2)国・県道の整備促進
- (3)骨格道路網の形成促進
- (4)基幹道路を補完する幹線町道等の整備
- (5)生活道路としての環境改善の推進
- (6)公共交通の利便性の向上



## 4 情報・通信基盤の整備



地域情報化は、今後の地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことから、町民への多様なサービスの提供を図るとともに、通信環境の強化、行政情報化の推進、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など、高度情報化社会における取組を一層推進します。

- (1)情報通信基盤の拡充
- (2)情報化の充実強化
- (3)多様な情報の提供
- (4)情報セキュリティ対策の推進
- (5)高度情報化社会に対応した人材の育成
- (6)「行政情報化計画」の推進



## 5 住宅対策の充実



互理町の住宅政策については、長寿命化計画に基づいて、総合的かつ計画的に町営住宅の適切な維持管理を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

- (1)町営住宅の維持管理による居住水準の向上
- (2)多様で優良な公営住宅の供給の検討
- (3)災害公営住宅入居者への家賃減免 新規
- (4)宅地開発、住宅建設の促進 重 創

## 6 公園・緑地の整備



互理町の資源である山と川、里と海の多彩な「緑と水」の保全のもと、町内外の多くの人々が利用する鳥の海公園など拠点的な公園を活用するとともに、日常生活圏に対応した身近な公園の整備充実に努め、「互理町に一步入ればそこは公園」という環境整備を進めます。また、公園・広場については、住民参加による維持管理を推進するなど、協働による町の緑化推進を図ります。

- (1)拠点の公園の整備 重
- (2)身近な公園・広場の整備充実 重



## 7 上・下水道の整備



上水道整備事業の着実な推進とともに、災害に強いライフラインとしての水道施設の構築に努めます。また、効率的な公共下水道事業を推進し、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

- (1)上水道整備事業等の推進
- (2)緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進
- (3)健全な水道事業体制の確立
- (4)公共下水道整備事業の推進
- (5)公共下水道(雨水)浸水対策の推進
- (6)公共下水道総合地震対策事業の推進 新規
- (7)合併処理浄化槽設置整備事業の推進

## 8 環境保全と景観形成の推進



自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」に基づいて、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実、環境保全活動等の充実、資源循環型社会づくりの推進などに積極的に取り組むとともに、伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進等を推進します。

- (1)「環境基本計画」等の指針の活用 重
- (2)自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実
- (3)環境保全活動等の充実
- (4)環境監視体制の強化と公害防止対策の推進
- (5)資源循環型社会づくりの推進
- (6)伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進
- (7)原子力発電事故への対応 新規



## 9 公衆衛生とリサイクル対策の充実



広域的なごみ処理方式等を確立するなかで、ごみの分別・リサイクル活動の一層の推進等を実施します。し尿処理については、今後とも施設の維持管理を適正に行うほか、葬祭施設等の整備充実等に努めます。

- (1)「一般廃棄物処理基本計画」の推進と住民意識の高揚
- (2)ごみの分別収集の徹底とリサイクル事業の推進
- (3)し尿処理の充実
- (4)葬祭施設等の整備充実
- (5)病害虫対策の実施 新規

## 第2章 わたしとわたりのブランドづくり

### 1 農林水産業の振興



東日本大震災による甚大な被害を受けた農漁業の復旧・復興を遂げ、復興事業で整備された農地や漁港をはじめ、農漁業施設・機械等の有効活用を図りながら、今後も生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織への農地の集積、支援措置の集中的かつ重点的な実施等により、規模拡大や複合経営化を図り、地域の農業の構造改革、自立できる経営農家の育成及び新規雇用の創出や、遊休農地の有効活用に努めます。山村地域にあっては、森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林組合等の組織的担い手との連携等により、森林の保全、林産資源の蓄積に努めます。水産業については、資源管理型漁業、地域産品特産物化事業、地産地消や都市と漁村の交流事業の推進など、多様な水産業振興に取り組み、担い手や後継者の育成確保を進めます。

- (1)地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進 創
- (2)生産基盤の整備 重
- (3)農用地の保全と有効利用の促進 一部新規
- (4)生産性の向上と経営所得安定対策の確立 重 創
- (5)食の安全性の確立と環境保全型農業の推進
- (6)流通体制の整備と消費の拡大 重 創
- (7)森林保全の推進
- (8)水産業の振興 重 創



### 2 工業の振興



異業種間の連絡交流活動等を活用し、地域工業を担っている食品加工業等の既存企業を育成・支援していくほか、常磐自動車道亘理IC及び鳥の海スマートICによる高速交通アクセス網など、立地条件をいかした企業誘致の推進を図ります。

- (1)既存企業の育成・支援
- (2)地域工業を担っている食品加工業の振興
- (3)企業誘致の推進
- (4)立地企業への支援事業の推進



### 3 商業の振興



まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や買い物利便性の向上、地域特産品の開発・販売等を推進し、地域商業の再生・活性化に努めます。

- (1)地域商業機能の拡充 **重** **創**
- (2)経営の近代化の推進
- (3)地域特産品の開発・販売 **重** **創**
- (4)起業等の支援相談体制の確立 **創**



### 4 観光の振興



「わたり温泉鳥の海」を互理町の観光・交流拠点施設と位置づけ、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源などをいかした滞在型の観光・リゾートの創造を目指して、各種の観光関連施策を推進します。

震災の影響により大きく減少した観光入込客数を震災前の水準に戻すことを目指すとともに、さらなる増加を目指し、各種施策を多角的に展開していきます。

- (1)観光振興方針の確立
- (2)観光推進体制の強化 **重** **創**
- (3)観光拠点の整備充実 **重** **創**
- (4)多様な観光機能の開発と強化 **重** **創**
- (5)案内機能の充実と町民ホスピタリティーの醸成 一部 **重** **創**



### 5 雇用対策と勤労者福祉の充実



社会環境の大きな変化、雇用環境や産業構造の変化、景気変動への総合的な対応を進め、若年層に魅力のある就業の場の提供や、多様な働き方を支える仕組みや場の提供、高齢者・障がい者・女性などの意欲と能力が十分に発揮できる就業機会の拡充に努めます。

- (1)雇用の安定 **創**
- (2)若年労働者の地元就職対策の推進 **創**
- (3)多様な働き方を支える仕組みや場の提供 **新規** **重** **創**
- (4)緊急時の経済対策の実施 **新規**
- (5)福利厚生 of 充実
- (6)男女共同参画に伴う職場環境の整備促進
- (7)仕事と家庭との両立の支援

## 第3章 ともに学び育て合う人づくり

### 1 学校教育の充実



社会環境やニーズが大きく変化する中で、さまざまな教育課題(学力の向上、志教育、親の学びの機会、オンライン学習機会の増加等)に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組みます。また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、施設老朽化や児童生徒数の減少を考慮した学校教育施設・設備の整備・充実を図り、学校での防災対策と事故防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

また、の適正規模についても、総合的・長期的な観点で検討していくこととします。

- (1)小・中学校の各学校施設の改善・整備 一部新規
- (2)創意ある教育課程の編成・実施・評価 重 創
- (3)児童生徒の安全確保と安全教育の推進
- (4)地域と結びついた教育活動の推進 重
- (5)児童生徒の健全育成、心の教育の推進 一部新規
- (6)特別支援教育体制の推進
- (7)学校給食の充実と食育の推進
- (8)高等学校教育等の充実



### 2 生涯学習体制の充実と活動の推進



全町的な生涯学習推進体制の強化を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立に取り組みます。また、各公民館や悠里館などの設備充実や有効活用を図り、生涯学習基盤の強化に努めます。

- (1)生涯学習推進体制の充実 重
- (2)生涯学習活動の情報発信の充実
- (3)生涯学習機会の充実と学習成果の地域還元 重
- (4)多様な学習機会、交流機会の充実 重 創
- (5)図書館活動の充実
- (6)生涯学習拠点施設の整備充実



### 3 芸術・文化活動の充実



活動拠点として町民会館の整備について検討するとともに、町民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援を行い、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実を図り、誇れる芸術文化風土の醸成に努めます。

- (1)活動拠点施設の整備と全町的な芸術文化活動の推進
- (2)芸術文化団体の育成と指導者の確保
- (3)広報活動の強化

### 4 生涯スポーツの振興



誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツに関する多様な機会の提供等に努めるとともに、スポーツ施設・設備の充実を図ります。

- (1)町民総参加による生涯スポーツの振興 **重**
- (2)生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上
- (3)スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進 **重**
- (4)スポーツイベント・交流事業の推進 **重 創**



### 5 文化財の保護・伝承及び活用



互理領主伊達氏歴代墓所や三十三間堂官衙遺跡をはじめとする多数の指定文化財や伝統芸能、歴史的景観の適切な保存に努めるとともに、文化財保護団体等の育成を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めます。

- (1)文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進 一部 **重**
- (2)郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進
- (3)郷土資料館活動の充実
- (4)町史編さん事業の推進 **重**



### 6 国際交流・地域間交流活動の推進



国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との連携などを通じた、多面的な交流を推進していきます。

- (1)県内外の都市とのふれあい交流活動の推進 **重**
- (2)国際交流活動の充実 **重**

## 第4章 未来に続く健康づくり

### 1 保健・医療・福祉の連携強化と活動拠点の整備



新しく整備した保健福祉センターを活用し、「誰もが元気になれる、誰もが元気を作れる」未来に続く健康づくりを目指し、町民のライフステージに応じた主体的な健康づくりの取組を推進していきます。

- (1)保健福祉センターの機能整備 **重**
- (2)保健・医療・福祉の連携強化



### 2 健康づくりの推進



生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすために町民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、「第二次健康わたり21」及び「第3次互理町食育推進計画」、「互理町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、事業の推進を図ります。

- (1)町民主体の健康づくり体制の確立 **重**
- (2)生涯現役を目指した健康づくり事業の推進 **重**
- (3)母子保健事業の推進 **重 創**
- (4)食育推進事業の推進 **重**
- (5)こころの健康づくりの推進 **重**

### 3 保健・医療体制の充実



町民が不安なく暮らせるよう、関係機関と連携し、地域医療の整備充実に努めていきます。

- (1)救急医療体制の整備充実
- (2)地域医療体制の整備充実
- (3)感染症を含めた疾病予防の推進 **重 創**



## 4 地域福祉の推進



町民一人ひとりの多様なニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域福祉に関わる各種の施策を推進します。

- (1)地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化 **重**
- (2)地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保
- (3)福祉意識の高揚と計画の推進
- (4)福祉人材の育成・確保体制の拡充 **重**
- (5)人にやさしいまちづくりの推進 **重**

## 5 児童福祉・子育て支援対策の充実



少子化の進行といった今日の状況を踏まえ、子育ては社会全体への貢献でもあるという共通認識のもと、「第2期互理町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

安心して働ける体制を整備し、仕事と家庭との両立が可能なまちづくりを推進するとともに、幼稚園や保育所等の幼児教育・保育サービスを通じて、総合的な対応を図ります。また、障がいを持つ子どもとその家族の支援や子どもの虐待の予防対策などに対して、関係機関と連携しつつ多角的に支援していきます。

また、各種サービスに関する情報発信を強化し、利用者の増加と周知に努めます。

- (1)子育てのサポート体制の整備 **重** **創**
- (2)子どもの心身の健やかな成長の支援 一部 **重** 一部 **創**
- (3)特に支援を必要とする子どもや家庭への支援 **重**
- (4)出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくり **創**
- (5)各種サービスの情報発信の強化 **新規**



## 6 高齢者福祉の充実



超高齢社会の中で、高齢者一人ひとりが個々の心身の状態に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

- (1)円滑な介護保険制度の運営 **重**
- (2)介護保険サービスの充実 **重**
- (3)保健指導や健康教育の充実 **新規**
- (4)介護予防生活支援事業等の推進 一部 **新規** **重**
- (5)高齢者の生きがい対策の推進 **重**



## 7 障がい者福祉の充実



「亘理町障がい者プラン」に基づき、ノーマライゼーションやリハビリテーション（人間らしく生きる権利）を基本理念として各種の障がい者福祉施策を実施するなかで、障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりを推進していきます。

- (1)「亘理町障がい者プラン」の活用 **重**
- (2)思いやりとコミュニケーションの促進（啓発・広報）
- (3)自立した生活を支援する福祉の充実(生活支援)
- (4)生きがいを持った暮らしの推進(雇用・就労)
- (5)健康で生き生きとした暮らしの推進(保健・医療) **新規**
- (6)心豊かな暮らしの推進（スポーツ・芸術）
- (7)安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進(生活環境) **新規**
- (8)障がい者の虐待防止 **重**
- (9)障がいを理由とする差別の解消

## 8 社会保障等の充実



すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、年金、医療保険、生活保護制度等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、保健指導を推進し、医療費の適正化に努めます。

- (1)国民健康保険税の収納率の向上
- (2)医療費の適正化
- (3)国民年金制度の推進
- (4)生活困窮者への支援 **重**
- (5)災害援護資金業務の推進 **新規**

## 第5章 絆を深める自治づくり

### 1 まちづくり基本条例の活用



「亶理町まちづくり基本条例」に基づき、「亶理町協働のまちづくり計画(基本指針・基本計画)」の推進と、町民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりや計画掲載事業を実施していきます。

- (1)まちづくり基本条例の活用 **重**
- (2)「亶理町協働のまちづくり計画」の着実な実施 **重**
- (3)まちづくり協議会の活動推進 **重**
- (4)人材育成の推進 **重**



### 2 地域協働のまちづくり体制の確立



広報・広聴活動の充実、情報公開の一層の推進、町民へのまちづくりに関する様々な学習機会の提供等を通じて、まちづくりの多様な活動分野に町民等が積極的に参画できる、地域協働のまちづくり体制を確立します。

- (1)広報・広聴活動の充実
- (2)情報公開の推進
- (3)まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進 **重**

### 3 地域活動・コミュニティ活動の充実



「まちづくり協議会」を中心にコミュニティ組織の活性化を図り、各地区の計画の策定や人材養成制度を構築し、地域活動・コミュニティ活動を充実します。

- (1)コミュニティ活動の充実と活動拠点の整備 **重**
- (2)コミュニティ活動の支援 **重**
- (3)コミュニティリーダーの育成
- (4)地域おこし協力隊制度の活用 **新規**

## 4 ボランティア活動・NPO 活動の充実



地域で抱える問題に対し町民自ら積極的に参加し、その問題解決や地域の自治を担っていくことが求められています。町民主体のまちづくりの基盤としてのボランティア活動・NPO(特定非営利活動団体)活動を活性化するため、情報提供や相談機能の充実、活動の場の確保、大学等との連携、拠点づくり、リーダーの養成等に努めます。

- (1)住民意識の醸成
- (2)住民活動促進に向けた総合的な条件整備 一部新規

## 5 人権尊重・男女共同参画社会の推進



人権教育の推進、人権意識の啓発・相談活動の推進を図るとともに、「男女共同参画基本計画」に沿って具体的な男女共同参画社会づくりへの啓発と事業実施に努めます。

- (1)人権教育の推進
- (2)人権意識の啓発・相談活動の推進
- (3)男女共同参画社会の推進

## 6 防災対策、消防・救急対策の充実



東日本大震災をはじめとした近年の自然災害の教訓等を踏まえて見直し・策定した「亘理町地域防災計画」並びに「亘理町国民保護計画」「亘理町国土強靱化地域計画」等の指針に沿って、大規模災害や武力攻撃災害に備えた地域防災体制の整備充実を進めるとともに、自主防災組織の確立と防災訓練等による町民の意識啓発を図ります。また、消防・救急・情報伝達体制の整備充実や、治山・治水・津波対策等、災害に備えたまちづくりを総合的に推進します。

- (1)「地域防災計画」等の指針の活用
- (2)防災体制の整備充実 一部新規
- (3)治山・治水・津波・浸水対策の促進
- (4)消防体制の整備充実
- (5)救急・救命体制の整備充実



## 7 交通安全・防犯・消費者対策の充実



交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶等交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進するとともに、防犯協会や警察と連携した防犯対策を行います。また、賢い消費者意識の啓発を図りながら、消費者被害防止や消費者保護に努めます。

- (1)交通安全教育の充実
- (2)交通安全施設・除雪対策の整備充実
- (3)防犯対策の推進
- (4)消費者教育・啓発の推進

## 8 行政運営の改革の推進



町民に信頼され、安心して生活できる行政運営を進めるため、行政評価制度の活用や行政改革に係る指針等に沿って、行政運営の効率化に努めます。

- (1)定員管理の適正化と行財政改革等
- (2)行政評価制度の活用による事務事業の見直し
- (3)民間活力の活用による住民サービスの向上促進
- (4)事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

## 9 財政運営の効率化



事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、計画的な財政運営を図ります。また、町税の適正な賦課・徴収に努めるとともに、自主財源の充実・強化に努めます。

- (1)財政計画に基づく事業推進 **重**
- (2)重要施策の選択と集中 **重**
- (3)自主財源の充実強化等 一部**新規** 一部 **重**

## 10 広域行政の推進



住民の生活圏の広域化に対応するため、その役割を十分に踏まえた中で、周辺市町村との連携を強化し、合理的、効果的な広域行政の推進を図ります。

- (1)広域行政の推進
- (2)多様な地域連携の推進
- (3)国・県との連携強化

### 1. 総合戦略の趣旨

#### 1 策定の趣旨

亶理町における人口減少克服・地方創生を実現するため、総合発展計画に掲げる政策・施策を基本として、実効ある取り組みを総合的に進め、亶理町のまち・ひと・しごとの創生を実現するうえでの指針として策定します。

#### 2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とします。

#### 3 目標人口（人口ビジョン）

人口ビジョンは、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもので、第2期亶理町まち・ひと・しごと創生総合戦略における効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎として位置づけられます。

##### (1) 基本的視点 .....

亶理町の人口減少を抑制するための課題と効果を整理するとともに、人口の将来を展望するための基本的視点を設定しました。

##### ① 町外へ若者が流出している「流出の人の流れ」を変える

人口減少の最大の要因は若年層の流出で、このまま推移すれば、今後も相当規模の若者の流出が見込まれます。少子化対策の視点からも若者の「流出の人の流れ」を変えていきます。

##### ② Uターン・Jターン・Iターンなどを促進し、壮年層の「流入の人の流れ」を拡大する

30～50歳代の壮年層はこれまでも転入が転出を上回る傾向でしたが、今後はUターン・Jターン・Iターンなどの移住促進により、「流入の人の流れ」「多様な人材の活動の場」を拡大していきます。

##### ③ 若者のニーズにあった雇用の確保や新しい働き方に対応した労働環境の整備に努める

15～29歳の就業者割合が高い業種等を中心に雇用の確保と企業の力の向上に努めるとともに、遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワーク）の促進を図るなど、亶理町に安心して住み、働ける環境を整備していきます。

④ 人が集う「交流機会」を拡充する

---

移住を促進するには亘理町を知り、訪ね、滞在し、まちの文化や人々の暮らしに接することが重要になります。亘理町で集い、過ごす「交流機会」の拡充を図ります。

⑤ 出生率向上のため、「阻害要因の除去」に取り組む

---

結婚・出産は「個人の自由が最優先」を前提とした上で、出生率向上のため、亘理町に住み、結婚をし、子どもを産み育てたい人の希望を「阻害する要因の除去」を進めます。

⑥ 定住・移住を促す「総合的な暮らしの環境の向上」に取り組む

---

住環境や雇用環境、子育て環境や教育環境、医療環境、通勤・通学環境など、「総合的な暮らしの環境の向上」による、亘理町の魅力向上を図る施策を積極的に展開します。

⑦ 長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」実施する

---

総花的になりがちな施策推進を改め、「選択と集中」の考え方を徹底し、長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」重点的に実施します。

## (2) 将来人口の長期的見通し .....

### ① 将来人口展望のための前提条件

○合計特殊出生率については、国の長期ビジョン(「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』」)における合計特殊出生率の仮定に基づき、2030年に1.8程度(国民希望出生率)、2040年に人口置換水準の2.07を達成すると仮定。

○純移動率については以下の3つのケースを設定。

ケース①：2045年に人口移動が均衡化するように社会減の幅を縮小

ケース②：ケース①+結婚～子育て層の転入を促進

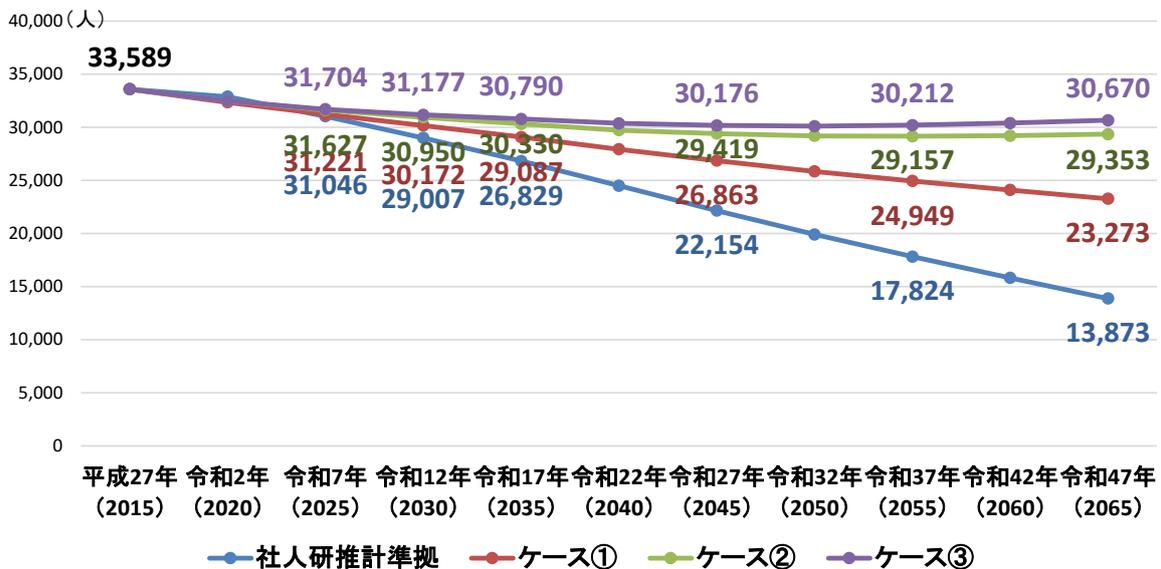
ケース③：ケース②+2035年に人口移動が均衡化するように社会減の幅を縮小

### ② 長期的見通し

○巨理町の人口は各ケースで下図のように見込まれ、社人研推計準拠に比較して、大幅に改善されます。

○全般的に、ケース②とケース③に大きな違いはなく、「10-14歳」「15-19歳」「20-24歳」の人口移動が均衡化するようにマイナス幅を縮小していくこと(ケース①)に加え、結婚～子育て層の転入を促進していくことが人口減少の抑制に効果的といえます。

### ■ 巨理町の人口の長期的見通し



## (3) 将来人口の目標 .....

人口の将来展望を踏まえ、下記のとおり、人口規模の維持を目指します。

#### ○短期的目標：令和7年(2025年)

人口流入の動きを促しながら、「交流・定住促進事業」を積極的に推進し、人口減少を最小限に抑えることを目指します。

#### ○中期的目標：令和12年(2030年)

短期期間に展開する「交流・定住促進事業」を開花させ、人口減少の底打ちを目指します。

#### ○長期的目標：令和47年(2065年)

人口30,000人規模の維持及び人口構造の若返りを目指します。

## 2. 基本目標と具体的施策

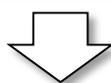
国の「総合戦略」における基本目標（下記枠内の「基本目標①～④」）及び横断的な目標（下記枠内の「横断的な目標①～②」）との関連や、人口ビジョンで定めた基本的視点（下記枠内の「基本的視点①～⑦」）を踏まえ、計画期間の5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき施策群を3つの基本目標として設定しました。

### ■ 総合戦略に掲げるべき4つの基本目標と2つの横断的な目標

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 基本目標 ①   | 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする      |
| 基本目標 ②   | 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる  |
| 基本目標 ③   | 結婚・出産・子育ての希望をかなえる             |
| 基本目標 ④   | ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる |
| 横断的な目標 ① | 新しい時代の流れを力にする                 |
| 横断的な目標 ② | 多様な人材の活躍を推進する                 |

### ■ 人口の将来展望で掲げた7つの基本的視点

- |        |   |
|--------|---|
| 基本的視点① | 町外へ若者が流出している「流出の人の流れ」を変える               |
| 基本的視点② | Uターン・Jターン・Iターンなどを促進し、壮年層の「流入の人の流れ」を拡大する |
| 基本的視点③ | 若者のニーズにあった雇用の確保や新しい働き方に対応した労働環境の整備に努める  |
| 基本的視点④ | 人が集う「交流機会」を拡充する                         |
| 基本的視点⑤ | 出生率向上のため、「阻害要因の除去」に取り組む                 |
| 基本的視点⑥ | 定住・移住を促す「総合的な暮らしの環境の向上」に取り組む            |
| 基本的視点⑦ | 長期的・総合的な視点から「有効な施策を迅速に」実施する             |



### ■ 計画期間の5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき施策群(基本目標)

#### 基本目標1 産業振興

産業振興を図り、安定した雇用と活力あるまちを創る。

#### 基本目標2 交流人口拡大

交流人口の拡大を図り、それが定住促進につながるまちを創る。

#### 基本目標3 子育て支援

若い世代が定住し、結婚・出産・子育てを安心してできるまちを創る。

## 基本目標 1 産業振興 (産業振興を図り、安定した雇用と活力あるまちを創る)



### (1) 数値目標

目標指標	基準値	目標値
町内法人の従業員数	7,393 人 (令和元年)	7,500 人 (令和7年)

### (2) 基本的方向

農業、漁業、観光などを中心に、亘理町の地域資源を活用した産業の活性化を図るとともに、企業誘致や起業、法人化、就業の支援等により、雇用の創出と維持に努めます。

### (3) 具体的な施策

#### ① 亘理農水産物のブランディングの推進

いちごを中心に、亘理町の農水産物のブランディングを推進し、産業・観光・交流など様々な分野での活用を図る。

#### ② 6次化に向けた加工・販売のマッチングへの支援

6次化のアイデアを実現し、それを情報発信しながら販売することにより、収益を得られるモデル(「売れる農業・漁業」)となるよう、1次、2次、3次産業間の連携と事業の実現(地域ぐるみの6次化)を支援する。

#### ③ 農業関係機関連携による新規作物の導入とその確立

農協、県農業改良普及センター等の農業関係機関と連携し、いちご以外に主力となりうる新規“特産作物”を検討し、導入の推進に努める。

#### ④ 農業の協業化・組織化・法人化のモデルづくり

熟練生産者の高齢化に伴う後継者不足等により途絶えつつある、熟練農家が蓄積してきたノウハウを継承し、高品質な品目の安定供給や安定増加を図るため、協業化・組織化・法人化の取り組みを進める。また、これにより、農地、人材の有効活用を図る。

#### ⑤ 観光イベントによる地域活性化

大きなイベントである「わたりふるさと夏まつり(8月)」、「荒浜漁港水産まつり(10月)」、「伊達なわたりまるごとフェア(3月)」など、集客力の高いイベントを開催し、四季を通じた集客に努める。

#### ⑥ インバウンドに向けた受入れ環境の整備

町内観光ルートを設定するとともに、外国の方が訪れやすい環境整備を推進する。特に隣接する仙台空港民営化の動きも考慮しつつ、誘客促進に取り組む。

#### ⑦ 体験型観光の推進

「山」「川」「里」「海」「温泉」の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源をいかした体験型観光を推進し、集客増加に努めるとともに、それを農林水産業のさらなる活性化や就業につなげていく。

#### ⑧商業機能の充実によるにぎわい創出支援

亙理町の商業機能の充実に向け、新規事業者への支援を図るため、店舗の新築や改装の費用及び賃貸借料等について助成を行い、新規出店によるにぎわいの創出、空き店舗の活用及び地域雇用の拡大等を推進する。

#### ⑨“農業・漁業”による雇用の創出

定年後のシニア層、Uターン就農・就漁も含め、新規就農者、新規就漁者の確保に向けた環境づくり、支援体制を拡充する。また、女性農業者・漁業者を育成し、経営から参画できる人材を発掘・育成する。

さらに、体験型漁業等により水産業のさらなる活性化を図るとともに、その体験を契機として就業（希望）に結びつくよう、定期的・日常的なイベントや事業を実施する。

#### ⑩若い世代の就農・就漁者への支援

農業法人等が「受け皿」となり、新規就農・就漁希望者への技術やノウハウの継承を行うとともに、独立に結びつくよう、事業計画立案等に対する支援を行う。

#### ⑪産学官連携による新事業開発・起業支援

産学官金が連携を図り、町内で新しく事業を起こそうとする方や、起業にあたり雇用を考えている方の負担軽減を図る。

#### ⑫若者から高齢者までの就業支援

企業誘致等による雇用機会の拡大を図るとともに、企業からの求人と求職者のマッチング（雇用につなぐ）を強化し、企業と求職者双方のニーズを踏まえたきめ細かな職業紹介を実施する。また、より企業ニーズにマッチした人材を育成できるよう職業能力開発訓練を充実させるなどにより、若者だけでなく一旦は引退した高齢者も含めた就職の円滑化を図る。

#### ⑬働き方や学び方の変化に対応した労働者等への支援

新型コロナウイルス対応の影響により、大きく変化することが予想される就業形態や働き方、学び方に対応した労働者等への支援のため、空き家や公共施設の空き室を活用したコワーキングスペースや個室のワークスペース、修学スペース、サテライトオフィスの整備・提供など、町内にいながら多様で柔軟な働き方や学び方が選択できる仕組みや場の提供を検討します。

### (4) 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	現況値	目標値 (令和7年)
第1次産業における新規就業者数 (根拠資料:町調べ)	8名 (令和元年)	10人
農業法人数 (根拠資料:町調べ)	9社 (令和元年)	15社
空き店舗の活用数 (根拠資料:町調べ)	14件 (平成11年～)	通算20件
シルバー人材センター会員数 (根拠資料:町調べ)	294人 (令和元年)	350人

## 基本目標 2 交流人口拡大 (交流人口の拡大を図り、それが定住促進につながるまちを創る)



### (1) 数値目標

目標指標	基準値	目標値
観光客入込数 (宮城県観光統計概要)	731,730 人/年 (令和元年)	1,000,000 人/年 (令和7年)

### (2) 基本的方向

亘理町の地域資源を再確認し、それを町内外に誇れる“まちの魅力”にまで高めるとともに、町内に不足する施設の充実を図るほか、子どもから高齢者まで誰もが、安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化や利用環境の改善に努めます。また、人々のニーズに合致したイベントを拡充・新設し、それらを積極的に発信することにより、交流人口の拡大を図ります。さらに、交流人口の拡大を通じて、移住・定住化を促進していきます。

### (3) 具体的な施策

#### ①観光イベントを活用した交流の充実

※内容は基本目標1-⑤再掲

大きなイベントである「わたりふるさと夏まつり(8月)」、「荒浜漁港水産まつり(10月)」、「伊達なわたりまるごとフェア(3月)」など、集客力の高いイベントを開催し、四季を通じた集客に努める。

#### ②地域資源(ひと・もの・景観)発掘による“まちの魅力”の構築

“まちの魅力”の掘り起こしを行い、それを地域資源として交流人口の拡大につなげる。

#### ③阿武隈高地の遊歩道周辺の魅力の掘り起こしと周辺整備

まちづくり協議会と連携し、阿武隈高地に快適に歩ける遊歩道を、周辺環境を含めてさらに整備し、その遊歩道を軸に、街なかや里山を含めた体験型観光を取り組んだ周遊観光ルートを設定する。

#### ④広域連携によるスポーツイベントの開催

周辺市町、町内の事業者(産業界)や関係部局との連携のもと、マラソンや自転車の大会などのスポーツイベントの実施を検討し、商業の振興のみならず、町のPRにもつなげる。

#### ⑤宿泊を中心とした滞在型交流機能の整備

現在町内に不足している宿泊機能、飲食機能の整備・誘致を推進する。

#### ⑥“歩けるわたり”スムーズ案内事業

亘理町に来た人達が迷わずに観光資源を周遊できるよう、ICT技術などを活用したインフォメーションサイト等を構築・運用する。

#### ⑦観光プロモーションの実施

様々なメディア、広告手段や機会を活用し、亘理町をPRし、“亘理”を読める人、知っている人、興味を持っている人を増やしていく。

## ⑧移住・定住化促進事業の実施

亶理町への移住・定住を促進するため、亶理町への移住を検討している方、物件を探している方などへの情報提供や、移住・定住等に関する質問に答える窓口体制の確立を図るとともに、住宅、雇用、子育て支援など、各種取り組みを総合的に展開する。また、国が進める「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく移住支援事業を宮城県及び県内全市町村と共同で行い、東京一極集中の是正および本町の担い手不足の解消を図る。

## ⑨公共ゾーンのふれあい空間整備

保健福祉センター、役場庁舎等が集積する公共ゾーンについては、施設を整備するとともに、地域コミュニティ、交流、やすらぎの場としての付加価値をもった空間として整備を推進する。

## ⑩沿岸部観光の充実・強化

1年を通して“亶理に行こう”と言われる、選ばれるエリアを創出するため、周辺施設等と連携し、魅力あるコンテンツ整備やサービス提供を行い、エリア一帯のブランディング化を進めるとともに、持続可能な仕組みを構築する。

### (4) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	現況値	目標値 (令和7年)
鳥の海SIC乗降車数 (根拠資料:町調べ)	1,200 台/日 (令和元年)	1,700 台/日
主要イベントへの参加者数 (根拠資料:町調べ)	107,659 人/年 (令和元年)	120,000 人/年
亶理インフォメーションシステムへのアクセス数 (根拠資料:町調べ)	222,539 件/年 (令和元年)	300,000 件/年
町公式ホームページへのアクセス数 (根拠資料:町調べ)	3,706,912 件/年 (令和元年)	4,000,000 件/年
JR亶理駅の乗車人員 (根拠資料:JR東日本「各駅の乗車人員」)	2,100 人/日(平均) (令和元年度)	2,300 人/日(平均)
移住・定住相談件数 (根拠資料:町調べ)	0 件/年 (令和元年度)	20 件/年



## 基本目標 3 子育て支援 (若い世代が定住し、結婚・出産・子育てを安心してできるまちを創る)



### (1) 数値目標

目標指標	基準値	目標値
出生数 (住民基本台帳)	185 人／年 (令和元年)	245 人／年 (震災前の水準) (令和 7 年)

### (2) 基本的方向

地域の中で安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備し、それを発信するとともに、質の高い幼児教育（幼稚園）・保育（保育所）・地域子育て支援の推進を図ります。

### (3) 具体的な施策

#### ①ニーズに対応した保育施設の確保・整備

待機児童数を早急にゼロにするため、その受け皿となる保育施設の確保・整備に一層取り組む。特に、周辺市町も含め、ニーズに対応した場所に保育施設を整備することを検討していく。また、地域で助けあひながら子育てをする地域相互援助活動を充実していく。

#### ②集団感染のリスク軽減による安定就労

インフルエンザ等感染症の集団感染の予防及び感染軽減を図り、乳幼児を抱える保護者の就労の安定化を推進する。また、乳幼児の感染症予防の知識の普及とともに定期予防接種の接種率向上、任意予防接種費用の一部助成により、感染症の予防および重症化の軽減を支援する。

#### ③不妊治療への支援

不妊治療費の一部を助成し、子どもを持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援する。

#### ④質の高い幼児教育（幼稚園）・保育（保育所）・地域子育て支援・家庭教育支援の推進

教育部局と児童福祉部局の連携により、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進する。また、家庭教育の支援や地域ぐるみで子どもを育てていく活動を推進するとともに、それら互理町における子育て支援施策のアピールを強化する。

#### ⑤次代の親の育成と参画

次代の親となる中学生等を対象にした子育ての意義や大切さを学ぶ機会の拡充をはじめ、自死や不健康等の思春期の問題の未然防止や兆候の早期発見に取り組み、子どもの心のケアのための相談体制を充実させる。

#### ⑥魅力ある出会いのきっかけづくり

晩婚化・未婚化が少子化の一つの要因となっているため、結婚を望む人や若い世代の出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくりを官民が連携しながら支援する。

#### ⑦健やかな子どもの成長を支える子育て世代への切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・育児ができ、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、妊娠・出産・育児に関する各種の相談体制を充実させ、子育て世代包括支援センターを中心とする保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関との連携による切れ目のない支援を行います。

#### (4) 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標 (KPI)	現況値	目標値 (令和7年)
保育所入所待機児童数 (根拠資料：町調べ)	31人 (令和元年)	0人
ファミリー・サポート・センター利用会員数 (根拠資料：町調べ)	174人 (令和元年)	200人
ファミリー・サポート・センター協力会員数 (根拠資料：町調べ)	59人 (令和元年)	70人
不妊治療費補助制度への申請件数 (根拠資料：町調べ)	21件/年 (令和元年)	25件/年
放課後子ども教室への登録児童数 (根拠資料：町調べ)	132人 (令和元年)	200人





# わたりちょう

## 第5次巨理町総合発展計画 後期基本計画 概要版

令和3年3月 策定

令和3年4月 発行

〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字悠里1番地

代表電話 0223-34-1111

企画・編集・印刷 巨理町役場 企画課